

平成 23 年 11 月 14 日

障害福祉サービス報酬改定についての意見

公益社団法人全国精神保健福祉会
理事長 川崎 洋子

この度の障害福祉サービスの報酬改定に関して、精神障がい者の家族の立場から思うことは、サービスを利用する当事者や家族が、安心して利用できること、十分に満足できる利用ができることです。特に精神障がい者に関しては、対人関係に敏感であり、職員等の方々の対応が非常に重要です。ゆとりを持って日々の相談ができる、話を聞いてもらえるといったことが安心感をもたらし、安定したサービス利用につながります。それにはまずサービスを提供する職員等の人のマンパワーが充実していること、資質の向上とさらには運営が安定していることが必要です。

先日出された「障害者福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」には、現状は必ずしも家族、当事者が望むような事業所の状態ではないことがまとめられています。このことはまた日々実感することでもあります。

こうしたことから、報酬改定に当たっては、総合福祉部会の骨格提言の内容にそった改定をしていただきたいと強く望みます。以下意見を申し述べます。

記

1. 支援の質の低下をもたらさないようにして下さい。できるだけ簡易化された報酬制度とし、事業者が事務仕事に忙殺され、利用者やその家族の支援に影響が出ることがないように制度にするのが望ましいと思います。
2. 報酬の支払い方式に関しては、骨格提言にもあるとおり、施設系支援にかかる報酬については、利用者への個別支援に関する費用を原則日払いとし、人件費・固定経費・一般管理費に関しては原則月払いとする方式にするのが適切であると思います。
3. 人材を確保し、マンパワーを充実させて下さい。そのためには職員等に対する賃金を改善し、良い人材が集まるようにして下さい。なお、常勤換算方式は廃止することが望ましいです。

以上